「民間放送ガバナンス指針」適用状況について

2026 年 9 月 25 日
読売テレビ放送株式会社

当社は、地域に根差した基幹メディアとして、正確かつ公正な報道、多様で信頼性のあるコンテンツの提供、地域文化の発信を通じて、視聴者の知る権利に応えるとともに、地域社会の安全・安心と文化の発展に寄与することを目指しています。放送の自主・自律を堅持しながら、公共性の発揮、人権尊重の徹底、法令や社会規範の遵守、適切かつ透明性の高い経営体制を維持し、社会から信頼されるガバナンスの確立に取り組んでいます。

一般社団法人日本民間放送連盟が定める「民間放送ガバナンス指針」の適用状況を下記のとおりお知らせいたします。

Ⅰ．公共性の発揮

＜基本原則＞

（1）国民共有の財産である電波を預かって事業を展開していることを自覚し、公共の福祉の実現に寄与する。
（2）公正な報道を旨として、知る権利にこたえて健全な民主主義の発展に貢献する。
（3）放送法で求められている災害放送や視聴覚障害者向け放送を実施する。
（4）地域ジャーナリズムの担い手、地域の情報・文化センターとしての機能を果たす。

当社は、放送事業者としての公共的使命を踏まえ、放送基準に基づく番組・広告などの適正な放送に取り組んでいます。また、番組審議会では、放送法に基づく審議機関として、原則月 1 回、外部有識者による審議を行い、番組の充実と適正性の確保を図るとともに、議事概要を公表しています。

報道においては、公正・正確な情報提供を基本とし、地域ニュースや選挙報道、生活情報、調査報道などを通じて、視聴者の知る権利に応え、健全な民主主義の発展に資する報道活動を行っています。地域ジャーナリズムの担い手として、行政や暮らしに関わる情報を発信し、地域社会の課題解決に役立つ情報提供を行っています。

災害放送および防災への取り組みについては、地震・風水害その他の災害発生時に、地域住民の安全確保や被害軽減につながる正確な情報を迅速に届けることを重要な使命としています。平時から設備・体制の整備、対応マニュアルの確認、放送継続と従業員の安全確保のための訓練を実施するとともに、当社のホームページにおいて「防災への取り組み」を紹介しています。また、災害発生時の初動対応を迅速に行えるよう、毎月、地震発生に伴う緊急特番の放送を想定した訓練を実施しています。さらに、西日本エリアのネットワーク局および在阪テレビ局と連携した大規模災害訓練を実施するなど、災害時に備えた体制強化を進めています。

字幕放送・解説放送などの視聴覚障害者向け放送にも取り組み、対象番組を番組表に記載するなど、必要な情報を確認しやすい環境づくりに努めています。

スポーツ、バラエティ、ドラマ、音楽、アニメなど幅広いジャンルの番組を通じて、競技や文化の魅力、地域で活動する人々、次世代を担う若者の取り組み、多様な価値観などを伝えています。番組制作にあたっては、放送基準を踏まえ、正確性、公平性、人権への配慮を重視しています。

地域の情報・文化センターとして、放送・配信に加え、イベント、文化事業、サステナビリティ活動などを通じて、視聴者・参加者・自治体・企業・団体などとのつながりを深め、地域文化の発信と地域活性化に貢献しています。さらに、社内見学の受け入れや、教育機関などと連携した「こどもの学びプロジェクト」などを通じて、放送局の役割や番組制作の現場に対する理解促進、児童・生徒のメディアリテラシー向上にも努めています。

＜2025 年度の緊急報道対応事例＞

・2025 年 7 月 30 日、カムチャツカ半島付近を震源とする地震により、和歌山県に津波警報、大阪府、兵庫県の瀬戸内海沿岸および淡路島南部に津波注意報が発表されました。当社は、9 時 42 分から 13 時 55 分まで緊急編成で放送し、その後も番組内で災害関連情報を伝えました。

・2025 年 12 月 8 日、青森県東方沖を震源とする地震により、八戸市で震度 6 強を観測し、津波警報が発表されました。当社は、広域災害情報として『news zero』内で緊急速報に対応し、その後も 25 時 29 分まで災害報道を継続しました。

＜2025 年度受賞番組＞

2025 年 11 月　『グッと！地球便』が日本民間放送連盟賞 特別表彰部門で優秀賞を受賞

2025 年 11 月　関西写真記者協会賞で「ブルーインパルス in 万博」が協会賞（グランプリ）を、「大谷高校競技かるた部」がスポーツ部門金賞を、「沖島で育つ子供たち」が企画部門銀賞を受賞

2025 年 12 月　『The Walls』が Asian Television Awards「最優秀クイズ・ゲーム番組賞」を受賞

以上のとおり、「公共性の発揮」に関する基本原則に沿って取り組んでいます。

２．人権尊重の徹底

＜基本原則＞

（1）事業活動全般において人権尊重を徹底する。

（2）人権が尊重される社内体制を構築して、継続的に改善を行う。

当社は、放送事業者として社会に与える影響の大きさを踏まえ、事業活動全般において人権尊重を徹底することを重要な経営課題と位置づけ、「読売テレビグループ 人権尊重方針」を策定しています。差

別、ハラスメント、プライバシー侵害、取材・出演・取引・雇用などの関係における人権への負の影響などを人権リスクとして捉え、その防止および低減に取り組んでいます。

社内体制については、人権尊重方針の周知、教育研修、相談・通報体制の整備を通じて、現場で人権への配慮が実践されるよう取り組んでいます。放送・制作現場における表現上の配慮、取材対象者や出演者への接し方、ハラスメント防止、多様性への理解など、実務場面で生じ得る課題について継続して啓発を行っています。また、2025 年度は第 10 回全社人権研修会を開催し、当社およびグループ会社社員、協力会社スタッフなどを対象に、人権尊重に関する理解の浸透と実務上の意識向上を図りました。

番組制作・取材の現場では、出演者、取材対象者、制作スタッフの人格と尊厳を尊重する観点から、ハラスメント防止、過重負担の防止、表現上の配慮、同意取得、プライバシー保護などについて、関係部署で確認・共有を行っています。制作会社、協力会社、広告会社などとの関係においても、人権尊重の考え方を共有し、適切な制作・取材環境の確保に努めています。

社内外の相談・通報窓口を通じて、社員、スタッフ、取引先・協力会社関係者などが人権侵害やハラスメントに関する相談を行える体制を整備しています。また、2025 年 1 月以降、メディア企業としての社会的責任を果たすため、人権尊重に関する総点検を実施しました。把握した課題や重要事項は、必要に応じて経営会議や関係会議体で共有し、経営層を含めた対応・改善につなげています。

今後も、人権尊重方針の周知・運用状況を確認し、社会環境や事業活動の変化を踏まえながら、グループ全体で人権尊重、ハラスメント防止、コンプライアンス強化に取り組んでまいります。

以上のとおり、「人権尊重の徹底」に関する基本原則に沿って取り組んでいます。

3．法令や社会規範の遵守

＜基本原則＞

（1）高い公共性が期待される放送事業者として、法令や社会規範を遵守する。

（2）役員・社員は高い倫理観と職業意識を養い、公正で透明な事業活動を行う。

当社は、高い公共性が期待される放送事業者として、法令、定款、放送基準、企業倫理および社会規範を遵守することを事業運営の基本としています。役職員が法令・社内規程・業務ルールに従い、公正で透明性のある意思決定と事業運営を行うための仕組みを整備しています。役職員は、企業行動憲章である「コンプライアンス憲章」を遵守し、「コンプライアンス行動指針」に沿って行動することとしており、適正な業務遂行に努めています。

コンプライアンス体制については、コンプライアンス担当取締役が当社およびグループ会社の内部統制体制を統括し、経営戦略局が担当組織として、コンプライアンスに関する規程などの整備・運用を行っています。これにより、法令・社会規範の遵守、放送倫理の確保、事業リスクの管理を組織的に推進しています。

役職員などの倫理観と職業意識の向上に向け、当社およびグループの社員・スタッフを対象としたコンプライアンス研修、入構時研修、社外弁護士による法律セミナー、社内啓発資料の発行などを通じて、教育・啓発に取り組んでいます。放送事業に関わる実務上の重要テーマについて、最新の社会情勢や法改正を踏まえた知識更新を図っています。

放送法、放送倫理、ジャーナリズムに関する事項についても、研修・啓発や関係部署での情報共有を通じ、番組制作・報道の現場における理解と実践を促しています。

放送倫理・番組向上機構（BPO）の委員会決定や提言などについては、必要に応じて関係部署で共有し、放送倫理の理解促進と番組制作上の注意喚起に活用しています。

また、法令・定款違反やコンプライアンス上の問題を早期に把握するため、内部通報窓口を設け、社員・スタッフなどが相談・報告できる体制を整備しています。各部署の責任者を通じた情報共有に加え、リスクマネジメント会議などを活用し、社内の重要リスクの把握・共有と発生予防に取り組んでいます。あわせて、コンプライアンス、放送倫理、取引関係、労務管理などに関するリスクの早期把握と対応を進めています。

取材先、番組出演者、制作会社、広告会社などの関係先との取引・協力関係においても、法令・社会規範および社内ルールに照らして適切性を確認し、健全な取引・協力関係の維持に努めています。

コンプライアンス上の問題や放送倫理上の懸念が生じた場合は、関係部署が速やかに事実関係を確認し、経営層への報告とともに、原因分析、関係者への配慮、再発防止策の検討・実施を行います。

労務・人的資本に関しては、法令遵守と適正な労務管理を基本とし、長時間労働の是正、有給休暇の取得促進、女性活躍、男性の育児休業取得促進、ダイバーシティ推進などに取り組んでいます。勤務管理システムの活用や年次有給休暇の取得時季の特定などを通じ、働きやすい職場環境の整備を進めています。

従業員の健康保持・増進については、健康管理室と人事局が連携し、情報発信や健康関連イベントを実施しています。また、ダイバーシティ推進委員会を中心に、制度研究や研修などを行い、多様な人材が能力を発揮できる環境づくりを進めています。男性社員の育児休業は、2025 年度の取得率が 100%となりました。

これらの施策を通じて、働きやすい職場環境の整備、組織の多様性確保、従業員の健康保持および能力発揮を図っています。実施状況は定期的に確認し、継続的な改善に活用しています。

女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画についても、当社のホームページで公表しています。

女性活躍推進法に基づく行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

以上のとおり、「法令や社会規範の遵守」に関する基本原則に沿って取り組んでいます。

４．透明性の向上

＜基本原則＞

（1）社会全体がステークホルダーであるという放送事業の性格を踏まえて、企業経営にかかわる諸情報（企業理念、役員の構成、基本的な財務情報など）の積極的な開示を行い、透明性を向上する。
（2）自律が独善に陥らないように、幅広いステークホルダー（視聴者・リスナー、広告主、取引先、従業員、地域社会など）との対話の回路を強化する。

■経営情報

企業理念	当社は、親会社である読売中京ＦＳホールディングス株式会社の企業理念・経営ビジョン・スローガンを踏まえつつ、放送事業者として公共性、公正性、地域社会への貢献を重視して事業を運営しています。 企業理念・経営ビジョン・スローガン｜読売中京ＦＳホールディングス株式会社
資本構成	資本金：6 億 5,000 万円 発行済株式総数：1,300,000 株 会社情報
主要株主	10 分の 1 を超える議決権を有する者とその者の議決権比率： 読売中京ＦＳホールディングス株式会社　議決権比率 100% 株主総数：1 社
役員構成	役員構成については、以下に掲載しています。 2026 年 3 月期決算及び役員人事について
役職員数	役員：17 人（内訳：取締役 14 人、監査役 3 人。男性 15 人（88.2%）、女性 2 人（11.8%）） 従業員：602 人（男性 449 人（74.6%）、女性 153 人（25.4%））※2026 年 3 月 31 日時点
番組審議会委員	番組審議会委員については、以下に掲載しています。 番組審議会報告
自社批評番組	番組名：『声～あなたと読売テレビ～』 放送日時：毎月第 3 土曜日 あさ 5 時 10 分から
財務情報	（単位 百万円）

貸借対照表
（2026 年 3 月 31 日現在）

《資産の部》	
流動資産	41,354
固定資産	158,330
資産合計	199,684
《負債の部》	
流動負債	15,175
固定負債	23,072
負債合計	38,248

損益計算書
（自 2025 年 4 月 1 日　至 2026 年 3 月 31 日）

売上高	66,853
営業利益	4,604
経常利益	6,842
税引前当期純利益	7,111
当期純利益	5,208

	《純資産の部》	
	株主資本	125,676
	資本金	650
	利益剰余金	125,026
	評価・換算差額等	35,760
	純資産合計	161,436
	負債及び純資産合計	199,684

■情報開示・ステークホルダーとの対話

当社は、社会全体がステークホルダーであるという放送事業の性格を踏まえ、企業経営に関わる情報を積極的に公表しています。会社概要、組織図、決算情報、番組審議会報告、放送基準、コンプライアンス関連方針、人権尊重方針、情報セキュリティ基本方針、サステナビリティ活動などを当社のホームページで公表し、視聴者・広告主・取引先・従業員・地域社会などの理解促進に努めています。

サステナビリティに関する取り組みについても、地域社会、環境、次世代育成、ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョンなどの観点から、当社の事業活動と社会的責任の関係を分かりやすく示しています。こうした情報発信を通じて、ステークホルダーとの対話を促進し、信頼関係の維持・向上につなげています。

ステークホルダーとの対話については、番組審議会、自社批評番組『声～あなたと読売テレビ～』、視聴者からのご意見・お問い合わせ窓口、番組審議会議事概要の公開などを通じて、多様な意見を把握し、番組制作や業務改善に活用しています。

番組審議会の審議内容や議事概要を公開することで、外部有識者の視点を踏まえた番組の質の向上に努めるとともに、放送の自主・自律が独善に陥らないよう、対話と検証の機会を確保しています。

視聴者から寄せられたご意見は日々取りまとめ、社内の管理職、関係部署および担当者に共有し、番組制作や業務改善に活用しています。また、視聴者と制作者が意見を交わすアンバサダー制度などを通じて、対話の機会を設け、番組やサービスの改善に生かしています。

以上のとおり、「透明性の向上」に関する基本原則に沿って取り組んでいます。

５．適切な経営体制の確立

＜基本原則＞

（1）取締役会は、株主からの負託にこたえて、関係者との取引関係も含めて適切な事業運営が行われるように業務執行を監督する。直接の業務執行を行わない社外取締役や監査役の役割は、特に重要である。

（2）会員社の代表者は、本指針適用の責任を担う。また、ガバナンス不全が疑われる重大な事案が発生した場合には、必要な情報開示を行いながら、信頼回復に向けた施策を積極的に講じる。

当社は、取締役会が株主からの負託に応え、関係者との取引関係を含めた事業運営を適切に監督できるよう、重要事項の審議・報告体制を整備しています。取締役会では、年度計画、決算、重要な投資・契約、関連当事者との取引、グループ会社管理、リスク管理上の重要事項などについて報告・審議し、業務執行の適正性と透明性の確保に努めています。

取締役（非常勤）および監査役に対しては、重要議案について必要な資料提供や事前説明を行い、十分な情報に基づく意見表明と監督機能の発揮を支援しています。取締役（非常勤）は、業務執行から一定の距離を置く立場から経営に対する助言・監督を行い、監査役は取締役の職務執行を監査することで、経営体制の実効性確保に取り組んでいます。

また、コンプライアンス、人権尊重、放送倫理、リスク管理などに関する重要事項については、取締役会または関係会議体に報告し、経営層による確認・改善につなげています。グループ会社についても、営業成績、財務状況、重要な事業上の課題などを定期的に把握し、グループ全体として適切な経営管理を行う体制を整えています。

ガバナンス不全が疑われる重大な事案が発生した場合には、代表者は、本指針の適用に責任を負う立場として、事実関係の確認、必要な調査、原因分析、再発防止策の策定および改善状況の確認を行います。情報開示にあたっては、関係者の保護やプライバシー、法令上の制約などに十分配慮しつつ、社会への説明責任を果たすために必要かつ適切な範囲で公表し、信頼回復に向けた施策を講じます。

以上のとおり、「適切な経営体制の確立」に関する基本原則に沿って取り組んでいます。

当社は、今後も本指針の適用状況を自主的に点検し、必要に応じて体制および運用の改善に努めてまいります。

（補足）本資料は、特段の記載がある場合を除き、2025 年度の取り組みおよび 2026 年 3 月 31 日時点の情報に基づいています。役員構成については 2026 年 6 月 24 日時点の情報を記載しています。なお、各リンク先に掲載されている情報は、閲覧時点の内容です。

以上